平塚市意思疎通支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２２条第１項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第６号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能及びその他の障害のため意思疎通を図ることや日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記６の４（２）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第２条　前条の目的を達成するため、平塚市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

（１）意思疎通支援者の登録に関する業務

（２）意思疎通支援者（第５条第３項の規定により別に定める台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する業務

（３）前２号を行う連絡調整業務等担当者の設置

（４）前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体）

第３条　この事業の実施主体は平塚市とする。

（市の責務）

第４条　市長はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（意思疎通支援者の登録）

第５条　平塚市意思疎通支援者としての登録を希望する者は、別に定める申請書に、次の第１号から第３号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市長に申請するものとする。

（１）手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成２１年３月３１日厚生労働省令第９６号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

（２）神奈川県認定手話通訳者

（３）神奈川県認定要約筆記者

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を別に定める通知書により、該当申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により平塚市意思疎通支援者として決定したときは、別に定める台帳に登録するものとする。

（意思疎通支援者の登録の特例）

第６条　社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理事長（以下「法人理事長」という。）が登録を行った通訳者（以下「県登録意思疎通支援者」という。）は、前条の登録を受けた意思疎通支援者とみなす。

（意思疎通支援者証）

第７条　市長は、平塚市意思疎通支援者に平塚市意思疎通支援者証（以下「意思疎通支援者証」という。様式は別に定める）を交付するものとする。

２　意思疎通支援者証の有効期間は、５年とする。

３　意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

４　意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに別に定める申請書を、市長に提出しなければならない。

５　意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに別に定める変更届を、市長に提出しなければならない。

６　意思疎通支援者は、登録の取り消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第８条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

（２）手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

２　前項第１号の規定は、意思疎通支援者を辞退した後にも適用する。

（派遣の対象者等）

第９条　意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、平塚市が援護の実施者となっている聴覚障害者等とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、他の市長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長は平塚市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする他の市町等が援護の実施者となっている聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

（派遣の内容等）

第１０条　意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、次の各号のいずれかの事由により、意思疎通支援者の派遣が必要であると市長が認める内容とする。ただし、市長が社会通念上派遣することが好ましくないと認める活動及び公共の福祉に反すると認める活動については、派遣の対象としない。

（１）医療、保健に関する内容

（２）子等の教育に関する内容

（３）就職に関する内容

（４）市長等が主催又は共催する講習会、研修会、会議、イベント等に関する内容

（５）第１２条第１項第２号の団体が主催又は共催する研修会、会議、イベント等に関する内容。ただし、慰安・親睦を目的とするものを除く。

（６）その他聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要と市長が認める内容

（派遣の区域）

第１１条　意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、神奈川県内とする。ただし、市長が神奈川県外に意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を神奈川県外に派遣することができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市町村等の意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

（派遣の申請）

第１２条　意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者（以下、「申請者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

（１）第９条に規定する聴覚障害者等及びその者の家族等

（２）平塚市障がい者団体連合会及び平塚市聴覚障害者協会

（３）平塚市各課長等

（４）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する７日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、平塚市意思疎通支援者派遣申請書（以下「派遣申請書」という。様式は別に定める）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由の場合は、この限りではない。

（派遣の決定）

第１３条　市長は、前条第２項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、別に定める通知書により、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、別に定める依頼書により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

（申請者の費用負担）

第１４条　意思疎通支援者の派遣に要する申請者の負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

（派遣の停止等）

第１５条　市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第１６条　意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに別に定める報告書を作成し、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

２　法人理事長は、県登録意思疎通支援者の意思疎通支援業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（派遣の報酬等）

第１７条　市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者及び法人理事長に支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は第９条第２項の規定により意思疎通支援者を派遣したときは、当該派遣依頼のあった他の市長等が別表に定める基準により、その費用を負担することを求めるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長は第１１条第２項の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、第９条第３項の規定により意思疎通支援者を派遣したときは、原則、当該聴覚障害者等の援護の実施者になっている市長等が別表に定める基準により、派遣に要した費用を負担することを求めるものとする。

５　派遣の対象者等の都合により、意思疎通支援者の派遣が取消しとなった場合、報酬の取扱いについては次の各号のとおりとする。なお、各号における日数については、平塚市役所の休庁日を含めずに数えるものとする。

（１）派遣当日の前々日の正午までに障がい福祉課へ連絡があった場合は、報酬は支払わない。

（２）派遣当日の前々日の正午を過ぎて障がい福祉課へ連絡があった場合は、派遣時間に関わらず、４，５００円を支払う。

（３）派遣前日の午後４時を過ぎて障がい福祉課へ連絡があった場合は、別に定める通知書に記載された派遣時間に基づき、報酬を支払う。

（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）

第１８条　市長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び神奈川県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

（様式）

第１９条　この要綱の規定による申請書、通知書その他の意思疎通支援に関する事務に必要な書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は平成２９年４月１日から適用する。

（旧要綱の廃止）

２　平塚市コミュニケーション支援事業実施要綱（平成２０年４月１日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている派遣の申請については、なお従前の例による。

附則

　この要綱は令和２年４月１日から適用する。

附則

（施行期日）

１　この要綱は令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

（施行期日）

１　この要綱は令和５年４月１日から適用する。

（施行期日）

１　この要綱は令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第１７条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表１（通常の派遣）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 派遣内容 | 派遣時間 | 金　額 |
| 報　酬 | （１）不特定多数を対象とした映像使用、動画配信を伴う講習会、研修会、会議、イベント等 | １時間まで | １１，８７５円 |
| ２時間まで | １６，２５０円 |
| ３時間まで | ２０，６２５円 |
| ４時間まで | ２５，０００円 |
| （２）（１）以外 | ２時間まで | ４，５００円 |
| ３時間まで | ６，０００円 |
| ４時間まで | ７，５００円 |
| （２）について、４時間を超える場合は、１時間当たり１，５００円を加算する。（１）については、４時間を超える場合でも、報酬は２５，０００円（一定）とする。 |
| 手　当 | 手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後９時から翌日の午前８時までの間の場合、割増手当を支給する。 | 報酬に１００分の２５を乗じた額 |
| 交通費 | 自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費 | 実費（公共交通機関を使用した場合に限る。） |
| 夜間及び緊急派遣等で公共交通機関での移動が困難であり、タクシーの利用を認められた場合 | タクシー料金 |

表２（意思疎通支援者の特例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　準 | 金　額 |
| 報酬 | 申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準とする。 | １時間まで | ８，０００円 |
| １時間を超えた場合、１時間毎 | ２，５００円 |
| 交通費 | 上記報酬に含むものとする。 |

 |

備考

・表１における「派遣時間」とは、派遣対象者が申請書に記載した時間、すなわち業務で拘束される時間を指す。また、やむを得ない事情により派遣時間が延長となった場合は、延長後の時間をもとに報酬を支払う。

・この表における「映像使用、動画配信」とは一般に公開するものを指す。

・表２（意思疎通支援者の特例）において、派遣内容が不特定多数を対象とした映像使用・動画配信を伴うもの等の場合、報酬額は表１の（１）の金額を適用する。その場合、交通費は実費を支給する（公共交通機関を使用した場合に限る）。